

令和2年1月14日

東京都知事

小池 百合子 殿

特別区長会会長

山崎 孝明

## 児童相談所の設置に伴う都区財政調整上の措置についての申し入れ

来年度の特別区財政調整交付金の算定に向けた事務レベルでの都区協議の中で、特別区が児童相談所を設置することに伴う財源配分の変更について、具体的な措置が都から示されず、協議がまとめられない状況となっています。

来年度から3区が児童相談所設置市となり、都から事務を受け継ぐわけですが、都区財政調整において、所要経費を基準財政需要額に算定し、合わせてそれに見合う財源を配分割合の引上げによって確保する必要があります。

配分割合については、役割分担の変更等があった場合に変更することが都区間の合意事項となっており、これまでも平成12年度に清掃事業移管等が行われた際、また平成19年度に都の補助事業の一部を区の自主事業に移行した際に変更しています。

これは、反面、役割分担等の変更がなければ、配分割合を安定化させ、都区間の無用な財源争いを避ける趣旨でもあり、良好な都区関係を維持している土台となっているものであります。

将来的には22区が児童相談所の設置を表明しており、今後順次増えていくことになります。

特別区が設置する児童相談所が拠点に加わることにより、東京都と特別区の緊密な連携のもとで、東京における児童相談行政の充実が図られることを期待しています。

そのためにも、十分な財政措置が必要であり、令和2年度の措置は、そのスタートとなる極めて重要な意義を持ちます。

是非とも禍根を残さない解決が図れるよう、区側が求める措置に応じていただきたく、強く申し入れいたします。